

追加の規制改革事項について

平成28年3月2日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

- 1、 前回の特区諮問会議における広瀬養父市長ほかからの提案に基づき、「企業による農地取得の特例」や「クールジャパン外国人材の受入れ促進」といった追加の規制改革事項が、今国会に提出する改正特区法案に盛り込まれる方向となった。これは、今月末で期限を迎える、この2年間の「集中取組期間」の締め括りの大改革として、高く評価したい。

安倍総理の極めて強力なリーダーシップとともに、関係大臣ほか政府・与党関係者のご尽力に感謝申し上げたい。

法案が、速やかに提出され、早期に成立することを期待したい。

- 2、 国内外の経済環境が必ずしも完全に見通せない中、とりわけ「企業による農地取得の特例」などの岩盤規制改革の断行は、国内外の関係者に対し、「安倍政権は、国家戦略特区により『ダボス公約』を着実に履行し、引き続きアベノミクス第2ステージを強力に推進していく」という力強いメッセージとなるものと確信している。

- 3、 集中取組期間の中で、国家戦略特区は安倍政権のドリルとなり、多くの岩盤規制改革を実現してきた。例えば、「医学部の新設」、「公設民営学校」、「農業委員会改革」、「家事支援等の外国人材受入れ」などである。

しかしながら他方で、例えば「働き方改革」の分野など、実現が不十分な規制改革分野・事項も存在することは事実である。

4、 次回の特区諮問会議では、今年度中に行う予定の「1次指定の6区域」の評価に加えて、

① 国家戦略特区におけるこの2年間の全体の成果と進捗についてレビューを行い、これにより、この期間に実現が不十分だった規制改革分野・事項等の残された課題を抽出する

② ポスト「集中取組期間」である来年度以降の、「国家戦略特区の新たな目標」を設定する

など、新たなステージへ向けた審議を行うべきと考える。